

北九州市立大学 知的財産ポリシー

北九州市立大学は、その 60 年近い歴史の中で、文科系の総合大学として、地域に根付き、着実に発展してきた。

しかしながら、20 世紀末を迎える頃から、地球規模での協調・共生とともに国際競争力の強化が必要とされるようになり、また我が国での少子高齢化の進行、産業構造、雇用形態の大きな変化等への対応も喫緊の課題となった。

このような状況の中、本学では科学技術分野の人材育成と学術研究を加速させ、学際化、総合化を図り、地域との連携を推進するため、2001 年 4 月北九州学術研究都市(若松区)に国際環境工学部を開設し、また翌年には、アジアを視野に入れた北九州地域の社会・経済等の教育・研究を行う、社会システム研究科(大学院・博士課程)を北方キャンパス(小倉南区)に設置した。

とりわけ国際環境工学部の開設にあたっては、先端的な環境技術と情報技術に関する研究開発を推進するとともに、その成果を産業の技術革新に結びつけ、「新産業の育成」、「既存産業の高度化」を図ることを使命に掲げている。市民や地元産業界との連携により、モノづくりのまち「北九州」の課題を技術的な側面から解決していかななくてはならない。

また、北九州市科学技術振興指針(平成 15 年 8 月 北九州市科学技術振興会議)では、本学国際環境工学部が位置する北九州学術研究都市に、知的基盤の充実と活用による次世代産業の創出・育成の中核的役割を期待されている。

I 知的財産に関する基本的な考え

21 世紀に入り、知識社会へと変貌を遂げようとしている我が国において、知的財産のもつ意味は確実に増大している。法人化により、自立化、効率化が強く求められることとなった国公立大学においても、知的財産の積極的な獲得、適正な管理が必須の要素となっている。北九州市立大学は 2005 年 4 月の法人化に当たって、大学の生み出す知的財産に関し明確なポリシーを打ち立てることを中期目標として盛り込んでいる。

研究開発や調査の成果である「知的財産」を積極的に獲得・活用し、公平で透明な管理・運用を行うためには、ルールの確立が必要である。「知的財産」は活用されてはじめて意義あるものとなり、その迅速かつ効率的な利用を促進することが重要である。

この基本的な考えに基づき、知的財産の管理、運用に関する本学としてのポリシーを示し、これを指針として具体的な規程を定めるものである。

II 知的財産権の運用及び管理のあり方

1 権利化の必要性

産業的価値が高い教員等の発明を技術移転する場合、企業が安心して利用可能で、同時に大学及び発明者への一定の対価を担保するために、知的財産の保護を図り、権利化を行う必要がある。

2 機関帰属の原則と権利の承継

「知的財産戦略大綱」(平成14年7月3日 知的財産戦略会議)において、大学等の知的財産を原則機関帰属とすることが明示されるなど、知的財産の効率的運用とその扱いに関して公平性・透明性を確保する観点から、これまでの研究者個人帰属から機関帰属への転換が国立大学を中心に一般的となりつつある。

本学においても、知的財産を活用した産学連携の推進と、特に発明の技術移転を積極的に図っていくためには、教員等がその職務上なした発明を原則として機関帰属することが適切であり、同時に権利承継から産業界への技術移転までの手続き等を制度化し、明示する必要がある。

ただし、企業との共同研究等に伴う共有の発明について、直ちに大学へ帰属にすることが、返って研究継続や知的財産に基づく事業化の円滑で、迅速な実施の障壁となることがないように、一定の条件の下、機関帰属を猶予あるいは免除する柔軟な運用を行う。

3 関係機関と連携した知的財産活動の展開

北九州市は、重化学工業地帯として集積してきた技術や60年代に発生した深刻な公害を克服してきた経験などを活かして、環境技術や情報技術を中心とした新産業の創出・産業の高度化を目指した施策を展開している。

本学国際環境工学部が位置する「北九州学術研究都市」には、そのような施策を産学連携推進の立場からサポートする機関、「(財)北九州産業学術推進機構」が設置され、研究者の研究シーズの発掘、企業との共同研究等のコーディネート、知的財産の権利化や技術移転の事業を担っている。

本学は北九州市の関係機関や(財)北九州産業学術推進機構と連携し、人材やノウハウの支援を受けて、知的財産の評価、権利化、技術移転をはじめ、円滑で迅速な活動を推進していくこととする。

III 教育との連携

「知的財産戦略大綱」では、付加価値の高い、技術、デザイン、ブランドなどの知的財産を産業の基盤に据える社会を目指すことが示されているが、本学でも、

技術者と知的財産とのあり方に関する講座を国際環境工学部及び大学院国際環境工学研究科で開講している。

今後は、本学における知的財産の創出や運用の具体的事例を必要に応じて教育の中に取り入れ、あるいは学生による発明の特許出願や起業化の推進を促すなど、知的財産活動と教育を連携させた人材育成も視野に入れ展開していく。

IV 利益相反ポリシー

産学連携活動の推進に伴い、本学の教職員や大学自身が外部から得る経済的利益等と大学における教育・研究上の責任が衝突する状況いわゆる「利益相反」が生ずることが想定される。たとえ法令に違反せずとも、適切な対応を怠ると大学の社会的信頼が損なわれるおそれがある。

産学連携活動を推進するに際しては、大学自らの公共性と中立性を維持し、その透明性を確保し、かつ、対外的に説明責任を果たしていくことが重要である。そのための基本的な考え方「利益相反ポリシー」を示し、ルールを策定・開示する。